

新規制基準と 適合性審査の弱点

内 容

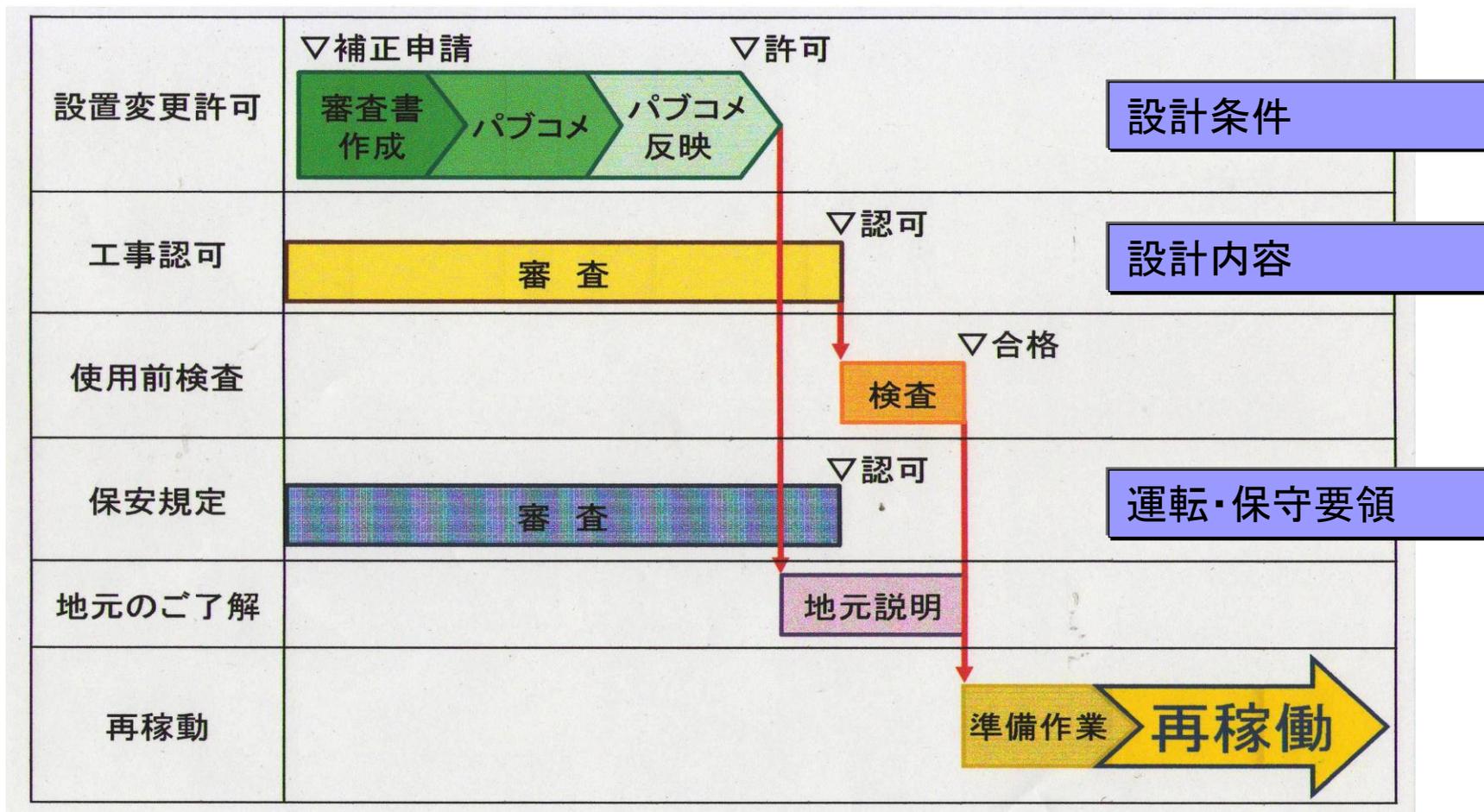
- 新規制基準適合性審査の手続き
- 立地審査指針の適用除外
- 無理な過酷事故対策シナリオ
- 過酷事故対策は労働法違反

2015年3月9日 国会エネルギー調査会(準備会)

原子力市民委員会/プラント技術者の会/ APAST

筒井哲郎

新規制基準適合性審査の手続き



「工事認可」「保安規定」を見なければ、実際の内容がわからない。

計算書のマスキング

第4-4-1表 標準支持間隔(6/6)

階層	標準支持間隔	中国規格					アメリカ規格					日本規格		資料提供標準規格			日本規格	
		~E1.75m	~E1.00m	~E1.0.50m	~E1.7.50m	~E1.21.00m	~E1.1.50m	~E1.4.00m	~E1.12.00m	~E1.18.00m	~E1.21.00m	~E1.30m	~E1.50m	~E1.7.27m	~E1.4.00m	~E1.12.00m	~E1.1.30m	~E1.0.00m
6 SCH105																		
6 SCH40																		
6 SCH90																		
6 SCH160																		
8 SCH105																		
8 SCH40																		
8 SCH120																		
8 SCH160																		
10 SCH105																		
10 SCH40																		
10 SCH120																		
10 SCH140																		
12 SCH105																		
12 SCH40																		
12 SCH120																		
12 SCH140																		
14 SCH40																		
14 SCH120																		
14 SCH160																		
16 B.00H																		
16 14.00H																		
18 SCH40																		
18 B.00H																		
18 14.00H																		
18 SCH40																		
20 B.00H																		
22 B.00H																		
24 B.00H																		

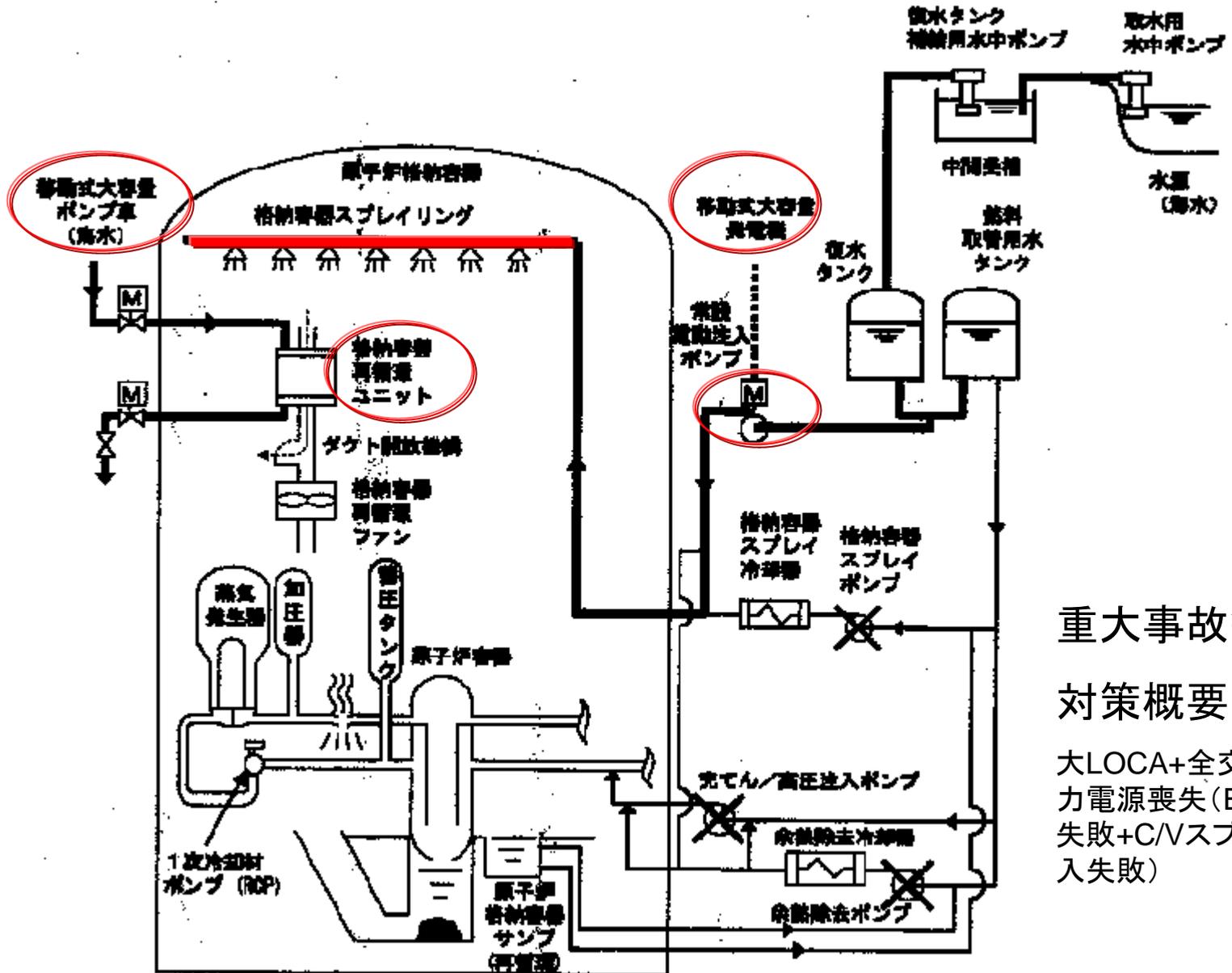
高浜3号機「工事認可一部補正(18) P.294/950 添13-12-142

2015年2月2日提出の一部 (耐震計算書の入力条件)

立地審査指針の適用除外

- 「原子炉立地審査指針」(1964年制定・89年一部改訂)は、長年許可申請の最上位の審査指針だった。
 - 十分に公衆から離れていること。
 - 仮想事故でも放射線災害を与えないこと。
 - 重大事故の際の敷地境界での積算被ばく線量が250mSv以下であること。
- 福島事故後の年間最大被ばく量は1190mSv。
- 規制委員会は、実質的に立地審査指針を無視するようになった。

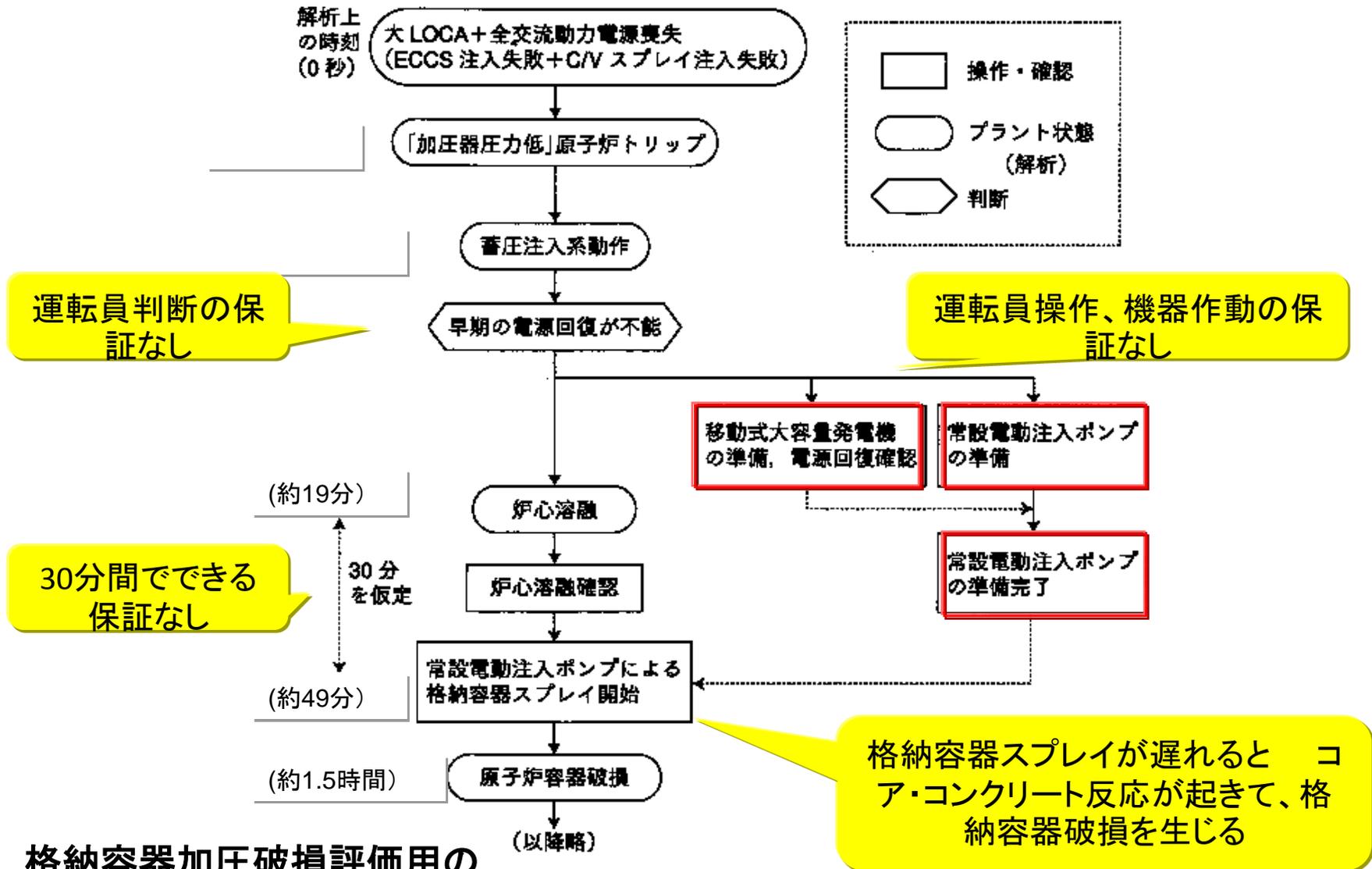
無理な過酷事故対策シナリオ



重大事故等
対策概要図

大LOCA+全交流動力電源喪失 (ECCS 失敗+C/Vスプレイ注入失敗)

無理な過酷事故対策シナリオ



格納容器加圧破損評価用の
重大事故シナリオ (「審査書」P.169~203)

過酷事故対策は労働法違反

現場作業員に高被ばく線量の労働を強いる。

「1号機の原子炉建屋の一番上が何か柱だけになっているという情報が入ってきました、・・・その後、けがした人間も帰ってきて、・・・。ですから、直接私も爆発したところは見えていませんし、その状況を話で聞いた状況です。それで、・・・線量がまだ高かったんですけども、・・・視察に行かしましたら、・・・上が柱だけで壁がなくなっているという状況」（吉田調書7月22・29日）

そういう環境での労働契約が許されるか。

労働安全衛生法第25条違反（退避の権利）

憲法第13条違反（生命、自由及び幸福追求の権利）

<労働安全衛生法 第25条>

- 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。
- 旧労働省通達(昭47.9.18基発第602号)
本条は事業者の義務として、災害発生の緊急時において、労働者を退避させるべきことを規定したものであるが、客観的に労働災害の発生が差し迫っているときには、事業者の措置を待つまでもなく、労働者は、緊急避難のため、その自主的判断によって当然その作業場から退避できることは、法の規定を待つまでもないこと。